

六 第42条の9《自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>(生産等設備の範囲)</u> 42の9-1 措置法令第27条の9第1項第1号に規定する生産等設備は、製造の事業若しくは電気通信業又は同条第2項、第4項若しくは第5項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p><u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u> 42の9-2 措置法令第27条の9第1項第1号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の生産等設備のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。 同項第2項の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が5,000万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p><u>(税額控除の対象となる資産)</u> 42の9-3 措置法第42条の9第1項の規定による税額控除の対象となる同項に規定する工業用機械等(以下42の9-13までにおいて「工業用機械等」という。)は、工業生産設備等の新設又は増設に伴って取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした工業用機械等をいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得等をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p> <p><u>(新增設の範囲)</u> 42の9-4 措置法第42条の9第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械</p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>が困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとする</u>ことができる。</p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>42の9 - 7 <u>措置法第42条の9第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備並びに措置法令第27条の9第3項、第4項及び第6項に規定する建物の附属設備は、これらの建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p>(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)</p> <p>42の9 - 8 <u>措置法第42条の9の規定の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第27条の9第1項第1号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか又は同項第2号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が5,000万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42の9 - 9 <u>一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、措置法第42条の9第1項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の区分に応じ、次による。</u></p> <p>(1) <u>当該生産等設備に含まれる工業用機械等のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度(以下42の9 - 9において「超過事業年度」という。)前の各事業年度において事業の用に供した工業用機械等 当該工業用機械等の取得価額</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------------------|
| <p>(2) 超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等 次の算式により 計算した金額 (算式)</p> $\left[\frac{\text{超過事業年度前の各事業年度に20億円 - おいて事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等の取得価額}}$ <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9 - 10 法人が措置法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区内(以下42の9 - 11までにおいて「自由貿易地域等内」という。)において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業(以下42の9 - 13までにおいて「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該自由貿易地域等内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該自由貿易地域等内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。</p> <p>(注)1 例えば建設業を営む法人が当該自由貿易地域等内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として行う。</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42の9 - 11 法人が、自己の下請業者で自由貿易地域等内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が下請業者が当該自由貿易地域等内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第42条の9第1項の表の第2欄に掲げる製造の事業に該当しない。</p> <p>(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の9 - 12 法人が工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>(被合併法人から受け入れた工業用機械等に係る税額控除)</p> <p>42の9 - 13 被合併法人がその取得等をして指定事業の用に供した工業用機械等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の9第1項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該工業用機械等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</p> <p>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の9第3項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の9 - 14 措置法第42条の9第4項及び第5項に規定する「当該申告に係る</p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>その控除を受けるべき金額</u>の意義については、42の4 - 18の取扱いを準用する。</p> | |

七 第42条の10《沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>(事業年度の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</u> 42の10 - 1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の10第1項に規定する特別中小企業者等(以下「特別中小企業者等」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下「特定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定事業化設備等又は賃借をして特定事業の用に供した措置法令第27条の10第4項に規定する事業化設備等(特定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該特定事業の用に供しているものに限る。)については、<u>同法第42条の10第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> | (新 設) |
| <p><u>(取得価額の判定単位)</u> 42の10 - 2 措置法令第27条の10第2項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が250万円以上であるかどうかについては、<u>個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。</u></p> | (新 設) |
| <p><u>(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額)</u> 42の10 - 3 措置法令第27条の10第2項に規定する機械及び装置又は建物等の取得価額が250万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>その機械及び装置又は建物等が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> | (新 設) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p>(税額控除の対象となる建物の附属設備) <u>42の10 - 4 措置法第42条の10第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> | (新 設) |
| <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等) <u>42の10 - 5 特定事業とその他の事業とを営む法人が、取得等又は賃借をした事業化設備等(措置法第42条の10第1項に規定する事業化設備等をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したもものとして同条の規定を適用する。</u></p> | (新 設) |
| <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>42の10 - 6 特別中小企業者等である法人が、その取得等又は賃借をした事業化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業化設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業化設備等は当該法人の営む事業の用に供したもものとして取り扱う。</u> (注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した事業化設備等につき措置法第42条の10第1項及び第2項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> | (新 設) |
| <p>(事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除) <u>42の10 - 7 法人が、その有する措置法第42条の7第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項の規定(同項に係る同法第52条の3第1項の規定を含む。)又は同法第42条の7第2項から第4項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度において有する事業化設備等のすべてについて同法第42条の10第1項から第3項までの規定を適用することができないことに留意する。</u></p> | (新 設) |
| <p>(特定事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>42の10 - 8 法人が措置法第42条の10第1項に規定する特定事業化設備等(以下「特定事業化設備等」という。)を特定事業の用に供した日を含む事業年</u></p> | (新 設) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>度後の事業年度において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る同項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(被合併法人から受け入れた特定事業化設備等に係る税額控除)</u></p> <p><u>42の10-9 被合併法人がその取得等をして特定事業の用に供した特定事業化設備等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の10第1項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該特定事業化設備等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4-2-17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の10第4項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(物品賃貸業の意義)</u></p> <p><u>42の10-10 措置法第42条の10第2項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p><u>42の10-11 リース契約(措置法令第27条の10第3項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の10-13までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の10 - 12 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の10第3項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の10 - 13 措置法令第27条の10第4項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウェアの費用(当該事業化設備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p>42の10 - 14 措置法第42条の10第5項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第2項の規定による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の10 - 15 措置法第42条の10第7項及び第8項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4 - 18の取扱いを準用する。</p> | <p>(新 設)</p> |